

# 森林整備に係る入札参加者登録要領

## (目的)

第1 この要領は、三重県が行う治山事業等による森林整備の適正な執行を確保するため、入札参加者の登録について必要な事項を定める。

## (森林整備の定義)

第2 森林整備とは、地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、主伐、枝落とし等の森林施業、簡易施設(歩道、木柵工、木製土留工等)等の施工及び森林調査業務(周囲測量・標準地調査)をいう。

## (登録資格)

第3 森林整備に係る入札参加者登録をしようとする者は、次に掲げる事項の全てを満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第163号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年5月24日法律第45号)第5条第3項により知事が認定した者及び、森林組合法(昭和53年5月1日法律第36号)第1条の目的をもって組織された法人
- (3) 次の専門技術者を雇用している者
  - ア 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(林業経営部門)を雇用している者
  - イ 森林組合法第101条第1の16の規定により三重県間伐等推進対策協議会が実施する研修会の規定に基づき所定の研修受講者で修了認定証の交付を受けた間伐技術指導員、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項の規定により知事が指定した林業労働力確保支援センターが実施する林業作業士育成研修受講者で林業作業士認定証の交付を受けた林業作業士又は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令に基づき農林水産省が備える研修終了者名簿に登録したフォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャーを雇用している者
- (4) 勤労者退職金共済機構の実施する「林業退職金共済制度」、「中小企業退職金共済制度」のいずれかに加入している者
- (5) 県税(法人県民税、事業税及び軽油取引税に限る。)について、未納金(徴収猶予に係るものを除く。)がない者
- (6) 県内に主たる事業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について、未納金(徴収猶予に係るものを除く。)がない者
- (7) 法令等による処分を受けた場合は、その処分が終了又は改善された者
- (8) 通年雇用の作業員が5人以上確保できる者

(入札参加登録の申請)

第4 入札参加登録の申請をしようとする者は、毎年3月1日から3月15日までに農林水産部治山林道課へ、森林整備入札参加登録申請書を提出する。

ただし、締め切り日が休日である場合は、翌日をもって申請の期限とする。

(登録申請書用紙の交付)

第5 森林整備入札参加者登録申請書用紙は、農林水産部治山林道課において交付する。

郵便番号514-8570

津市広明町13番地

電話番号059-224-2575

治山林道課治山班

(添付書類)

第6 森林整備入札参加登録申請書を提出する者は、次に定める書類を添付すること。

(1) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく、改善計画認定書の写し。

(2) 一般社団法人日本林業技術協会の認定する林業技士(林業経営部門)の認定書の写し、三重県間伐等推進対策協議会が実施する間伐技術指導員研修の修了認定証の写し、林業労働力確保支援センターが実施する林業作業士育成研修の林業作業士認定証の写し、フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャーについては研修修了者名簿登録証の写し。及びこれらの専門技術者を雇用していることを証する書類。

(3) 作業員を雇用していることを証する書類及び、作業員の林業退職金共済又は中小企業退職金共済の加入状況のわかる書類(共済手帳の写し等)

(4) 申請に係る前1カ年における県税について、滞納及び未納のないことを証する納税証明書

(5) 消費税及び地方消費税について、滞納及び未納のないことを証する納税証明書

(6) 法人にあっては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあっては市町村長が発行する身分証明書及び印鑑証明書

(7) 申請日前年度の決算関係証明書類(法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては所得税の確定申告書の写し)

(登録名簿への登載)

第7 登録審査の結果適当と認められる者は、施工能力、技術力等により評定した経営審査評点に基づき森林整備入札参加者の格付け並びに森林整備調査入札参加者の総合評点を行い森林整備・森林調査入札参加者格付登録名簿に登載する。

(申請者への通知)

第8 森林整備・森林調査入札参加者格付登録名簿に登載したときは、申請者に森林整備の格付け及び森林整備調査の総合評点を通知するものとする。

(登録の有効期間及び変更内容等の報告義務)

第9 入札参加登録の有効期間は、当該登録をした年の6月1日から3カ年とする。(登録更新は行わない)

なお、有効期間内に「森林整備入札参加登録申請書」の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を報告すること。

また、毎年を経営審査評点の決定に必要なため、新規申請者は、工事の施工実績及び労働災害事故発生件数(休業4日以上)について過去3カ年分を、入札参加登録有効期間内の者は、添付書類の中で第6(2)、(3)、(7)に規定する添付書類( (7)については、「資本金又は出資金」に変更がある場合)及び、工事の施工実績及び労働災害事故発生件数(休業4日以上)について過去1カ年分(前々年度以前の工事实績、労働災害事故発生件数(休業4日以上)に修正がある場合は、該当分を含む)を毎年4月15日までに報告すること。

(失格及び取り消し)

第10 入札参加登録申請書及び添付書類に虚偽等不正があった場合は、失格とし登録しないものとする。また、登録期間中において信頼関係を損ねる行為があった場合、または国内法に違反するなど、指名参加登録者として相応しくないと判断される場合は、登録を取り消すこともある。なお、失格又は取り消しとなった者は信用が回復されるまで、また法令等による行政処分が改善されるまで、申請できないものとする。

附則

- 1 この要領は、平成13年7月1日から施行する
- 2 この要領は、平成16年6月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成19年3月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成21年2月10日から施行する。
- 5 この要領は、平成23年11月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成24年4月2日から施行する。
- 7 この要領は、平成29年1月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成30年2月7日から施行する。
- 9 この要領は、令和3年2月15日から施行する。